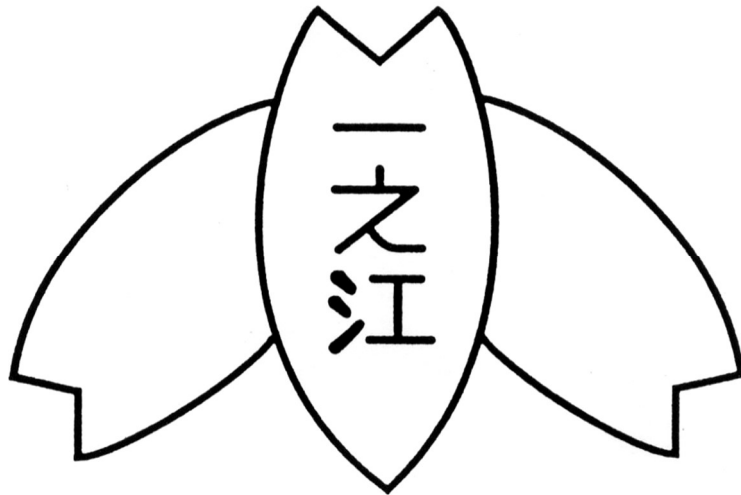


P T A 規 約

【令和6年度専門部ボランティア制お試し版】



江戸川区立一之江小学校

東京都江戸川区江戸川5丁目18番号

Tel (6240) 5514

江戸川区立一之江小学校PTA規約

第一章 名称および事務所

第一条 この会は、江戸川区立一之江小学校PTAと称し、事務所を一之江小学校におく。

第二章 目的および活動

第二条 この会は、学校の教育方針に基づいて父母と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第三条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡により、児童の心身の健全な発達をはかる。
- (2) 会員の教養を豊かにして、会員相互の親睦をはかる。
- (3) 学校および地域社会の教育環境の充実をはかる。

第三章 方針

第四条 この会は、教育の向上を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために他の諸団体と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体や個人の支配および干渉を受けない。
- (4) 学校問題について討議し、また、意見を具申するが、学校の管理や教員の人事には干渉しない。

第四章 会員

第五条 この会の会員になることのできる者は次の通りである。

- (1) 本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- (2) 本校の教員。(ただし、学校長はこの会の顧問となる。)
- (3) この会の主旨に賛同する者。ただし、入会は役員会で決定し、総会の承認を得なければならない。(特別会員)

第五条の2 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第五章 会計

第六条 この会の経費は会費、その他をもって支弁する。

第七条 この会の会費は、一児童あたり年額 2,700 円を 9 回に分けて自動振込とする。(自 5 月～7 月、9 月～翌年 2 月。なお、会費の徴収は、学校に委任する。)特に生活困窮者の取り扱いについては、考慮する事ができる。

第八条 この会の予算ならびに決算(会計監査を経たもの)は、総会の承認を得なければならない。

第九条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 役員

第十条 この会の役員および会計監査は、次の通りとする。

- | | | |
|---------|-----|-----------|
| (1) 会長 | 1名 | (P側) |
| (2) 副会長 | 若干名 | (T側1副校長) |
| (3) 会計 | 若干名 | (T側1) |
| (4) 書記 | 若干名 | (T側1) |
| ・ 会計監査 | 2名 | (P側役員経験者) |

ただし、補欠または増員により就任した役員および会計監査の任期は、各々その残任期間とする。

第十一条 役員および会計監査の任期は、次の通りとする。

- (1) 役員の任期は二年を原則とする。ただし、特別な場合は考慮する。
- (2) 会計監査の任期は一年を原則とする。ただし、特別な場合は考慮する。
- (3) 再選しても差し支えない。

第十二条 役員および会計監査の任務は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、総会を招集し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は総会にて決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理する。
また、年度末には、会計監査を経た後5月総会において決算報告をし、予算の立案に協力する。
- (4) 書記はこの会の記録、通信ならびに資料の保管を行い、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- (5) 会計監査は年度末に公正なる監査を行い、5月総会において報告する。

第十三条 役員を選出は次の通りとする。

役員会は、会員から役員候補者を選出し、候補者の同意を得る。

第七章 総会および臨時総会

第十四条 総会は毎年1回を定例とし、年度初めに開催する。

第十五条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の請求があったときに開くことができる。

第十六条 総会は次の通り開くこととする。

- (1) 総会および臨時総会は、会員の過半数（委任状、書面またはオンラインによる議決権行使も含む）の出席により成立する。
- (2) 総会および臨時総会は、災害や公衆衛生に関わる事態、その他やむを得ない事情により、書面またはオンラインで決議することができる。
- (3) 議事は出席者による議決権行使および書面またはオンラインによる議決権行使の過半数で決議する。

第八章 役員会および会議等

第十七条 役員会の任務は次の通りとする。

- (イ) 役員会は、第六章 第十三条（２）によって選出された新役員を、総会において発表し、会員の承認を得る。
- (ロ) 役員を選考にあたっては公正中立と個人情報の保護に努め、会議の内容を一切公開してはならない。
- (ハ) 学校より副校長を役員を選考における相談役とする。

第九章 相談役

第十八条 本会は相談役を置くことができる。

相談役は会長が推薦し、総会において承認される。

附 則

第一条 この規約の改正は総会の議決を要する。なお、改正案は、総会の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第二条 校長ならびに副校長は、すべての委員会および部会に出席することができる。

第三条 慶弔規定は別に定める。

第四条 その他特別なことは役員会にて協議決定することとする。

第五条 この規約は、平成21年4月1日より改正施行する。

第六条 この規約は、平成22年5月1日より改正施行とする。

第七条 この規約は、平成24年4月1日より改正施行とする。

第八条 この規約は、平成26年4月1日より改正施行とする。

第九条 この規約は、平成29年4月1日より改正施行とする。

第十条 この規約は、平成31年4月1日より改正施行とする。

第十一条 この規約は、令和2年4月1日より改正施行とする。

第十二条 この規約は、令和4年4月1日より改正施行とする。

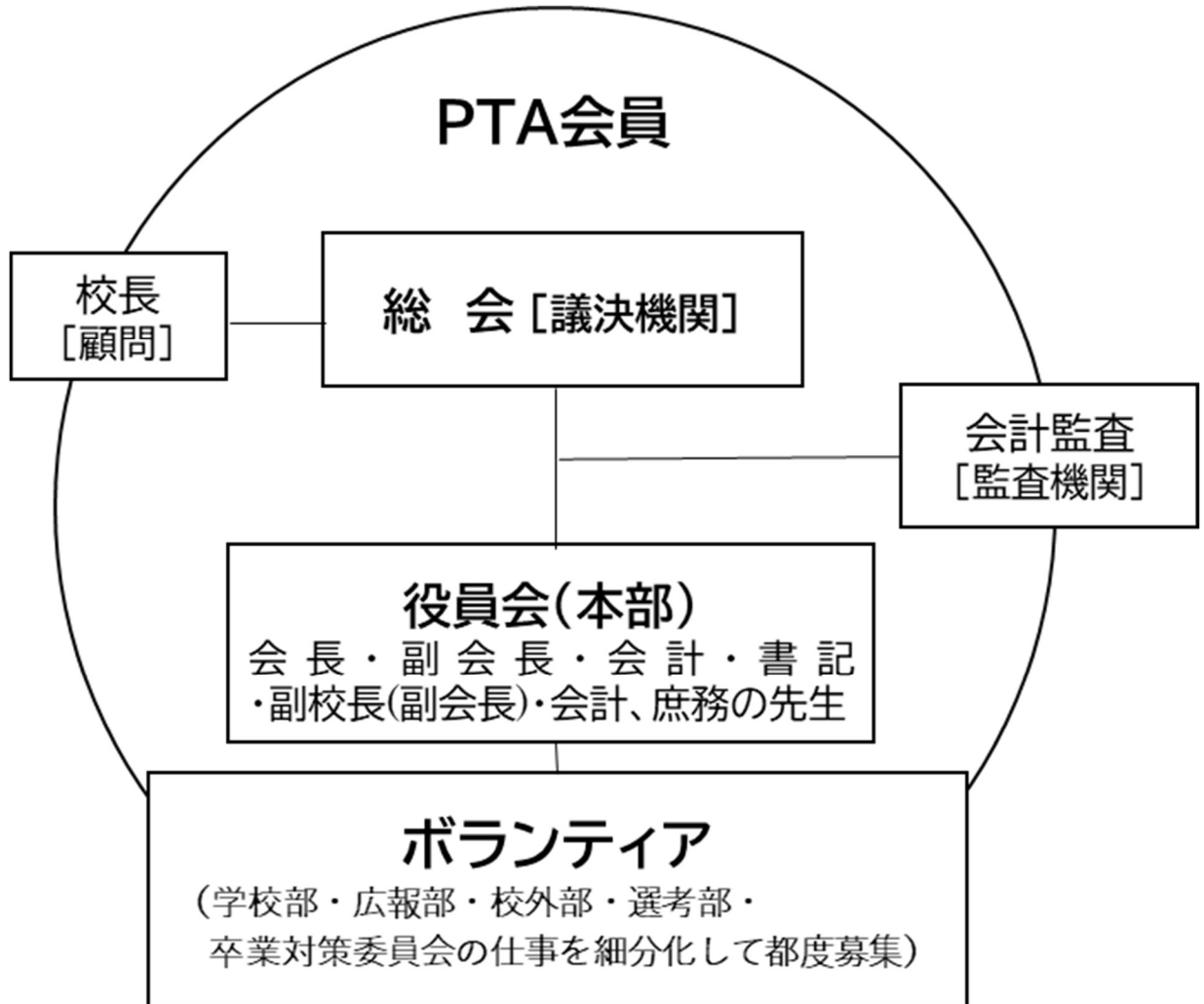
第十三条 この規約は、令和4年5月24日より改正施行とする。

慶 弔 規 定

P T A規約（附則第三条）の規定に基づき次の慶弔規定を設ける。

- | | |
|---|----------|
| 1. 会員死亡の場合 | 10,000 円 |
| 2. 教職員死亡の場合 | 10,000 円 |
| 3. 児童死亡の場合 | 10,000 円 |
| 4. 教職員の配偶者死亡の場合 | 5,000 円 |
| 5. 教職員の一親等の死亡の場合（義父母の場合、同居が原則） | 3,000 円 |
| 6. 教職員ならびに児童が障害および病気などにより <u>7日間以上</u> 入院した場合 | 5,000 円 |
| 7. 教職員が結婚した場合 | 5,000 円 |
| 8. 教職員または同配偶者の出産の場合（第一子のみとする） | 5,000 円 |
| 9. 教職員の転・退職時の記念品代（初年度） | 2,000 円 |
- （ただし、次年度以降については年 1,000 円ずつ加算する）
- 10. 役員の退任の場合は、感謝状ならびに記念品を贈ることができる。
 - 11. その他特別な場合が生じた時には、役員会にて決定することとする。

一之江小学校PTA組織図



令和5年4月1日よりお試し施行